

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

経営系専門職大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
明治大学専門職大学院 会計専門職研究科 会計専門職専攻	2009（平成21）年度	適合

経営系専門職大学院基準 の大項目	経営系専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
2 教育の内容・方法・成果	<p>【課程の修了等】 2-4 課程の修了認定に必要な在学期間および修得単位数が、法令上の規定や当該経営系専門職大学院の目的に対して適切に設定されているか。また、それらが学生の履修の負担が過重にならないように配慮して設定されているか。（「専門職」第2条、第3条、第15条）</p>	<p>課程の修了要件として、2年以上在学し56単位以上を修得することを定めている。また、修了に必要な単位数に関し、「ケーススタディ」を除き、「財務会計系科目」から10単位以上、「国際会計系科目」から6単位以上、「管理会計系科目」及び「監査系科目」から各8単位以上並びに「企業法系科目」、「租税法系科目」及び「経営・ファイナンス系科目」から各4単位以上の修得および「ケーススタディ」から4単位以上の修得を定めている。これらは法令上の規定や当該経営系専門職大学院の目的に対して適切に設定されている。</p>	<p>課程の修了要件として、2年以上在学し56単位以上を修得することを定めている。また、修了に必要な単位数に関して、「ケーススタディ」を除き、「財務会計系科目」から10単位以上、「国際会計系科目」から6単位以上、「管理会計系科目」及び「監査系科目」から各8単位以上並びに「企業法系科目」、「租税法系科目」及び「経営・ファイナンス系科目」から各4単位以上の修得および「ケーススタディ」から4単位以上の修得に加え、「選択必修科目」から12単位以上を修得することをあらたに定め、学生の学習の領域を広げるとともに履修すべき科目を明確化している。これらは法令上の規定や当該経営系専門職大学院の目的に対して適切に設定されている。</p>